



# 被災された皆様へ

平成27年11月12日時点

被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

総務省茨城行政評価事務所では、今回の災害に関してお問合せやご相談などを受け付けています。

また、支援措置を講じている関係機関等と協力して被災者の救済支援を行いますので、お困りになっていることについて、どうぞお気軽に御利用ください。

## ◆ 茨城行政評価事務所 行政相談課

○電話：0570-090110

(0570 でかからない場合は、029-253-1100 へおかけ下さい。)

平日 8:30~17:00(土日祝日、時間外は、留守番電話による対応となります。)

○FAX：029-221-3349

○住所：水戸市北見町1-11 水戸地方合同庁舎 2階

○インターネット：<https://www.soumu.go.jp/hyouka/gyousei-form.html>

- ◆ 国、県、市、独立行政法人等多くの関係機関とともに、皆様の相談をワンストップで受け付け、対応する特別総合行政相談所（くらしの困りごと相談所）を 11月26日(木) 10:30~15:00（下妻公民館（市役所隣）下妻市本城町3-36-1）で開催します。

（注）特別総合行政相談所とは、複数の行政機関が一か所で相談を受け付けるものです。



## り災証明書の発行

- ◆ 「り災証明書(注)」は、住宅などの建物が災害の被害にあったことを証明するものです。生活再建支援金の申請、税金の減免、各種の融資の申請、損害保険の支払請求などに必要となる場合があります。

(注)市町村によっては、「被災証明書」などの名称で発行している場合があります。

詳しくは、市町村の窓口にお問い合わせください。

## 被災者の生活再建支援

- ◆ 住宅が全壊・大規模半壊した場合において、生活必需品等の購入、住宅の改築補修や賃貸住宅の家賃等のための経費として、当該被災世帯からの申請により一定の支援金が支給されます。（半壊の場合は、やむをえず解体した場合に対象となります。）

詳しくは、市町村の窓口にお問い合わせください。

### 災害弔慰金等の支給

- ◆ 災害救助法適用市町村において、災害弔慰金、災害障害見舞金、災害援護資金貸付等を行っています。  
詳しくは、市町村の窓口にお問い合わせください。
- ◆ 上記給付金が支給されない場合、「茨城県災害見舞金制度」により、見舞金が支給される可能性があります。  
詳しくは、茨城県生活環境部防災・危機管理課危機管理（TEL：029-301-2879）にお問い合わせください。

### 生活福祉資金貸付制度

- ◆ 被災し所定の要件に合致する世帯に対し、当座の生活費について資金の貸付けが行われています。  
詳しくは、お住まいの市町村社会福祉協議会にお問い合わせください。

古河市	0280-48-0808	守谷市	0297-45-0088	八千代町	0296-49-3949
結城市	0296-33-0225	筑西市	0296-22-5191	境町	0280-87-2525
下妻市	0296-44-0142	坂東市	0297-35-4811		
常総市	0297-23-2233	つくばみらい市	0297-57-0123	茨城県	029-241-1133

### 住宅の建設、補修等の融資

- ◆ 災害救助法に基づく「住宅の応急修理制度」とは、「大規模半壊又は半壊した住宅」を被災者に代わり、市町村が応急修理する制度です。  
詳しくは、市町村の窓口、または、茨城県土木部住宅課（029-301-4769）にお問い合わせください。
- ◆ 自然災害により自宅に被害を受けられた方に対して、金利等を優遇した建設資金、購入資金または補修資金を融資しています。  
詳しくは、住宅金融支援機構にお問い合わせください。  
・住宅金融支援機構 お客様コールセンター：0120-086-353（9～17時）
- ◆ 各金融機関においても、被災者向けの特別融資を行っております。  
詳細は、各金融機関にお問合せください。
- ◆ 常総市では、被災した一戸建て専用住宅（自己の居住の用に供するものに限る）の移転又は建替等をするにあたって生じる開発行為許可、建築等許可等の申請手数料を免除します。詳しくは、常総市都市整備課 開発指導係（代表電話：0297-23-2111）にお問い合わせください。

### 被災者のための住宅情報

- ◆ 住宅の被害を受けられた方に対して、公営住宅等（県営住宅、市町村営住宅、雇用促進住宅、国官舎、公社賃貸住宅）の空き家情報を提供しています。  
・茨城県住宅管理センター：029-226-3355  
・茨城県 土木部住宅課：029-301-4750、4759

## 自動車に被害を受けた場合

- ◆ 被害を受けて廃車となった被災自動車の所有者に対しては、廃車した自動車重量税の還付、被災自動車の買換えた際の自動車税、自動車取得税等の軽減、免除があります。

詳しくは、ナンバープレートを管轄する運輸支局又は軽自動車検査協会の窓口にお問い合わせください。

茨城運輸支局（水戸ナンバー）	050-5540-2017
土浦自動車検査登録事務所（土浦・つくばナンバー）	050-5540-2018
軽自動車検査協会 茨城事務所 土浦支所	050-3816-3106

## 運転免許証を紛失した場合・警察関係の手数料免除

- ◆ 自動車運転免許証を紛失した場合は再交付ができます。  
災害により、更新期間内に運転免許証の更新ができなかった場合、免許の取得の際、免許試験の一部が免除されます。  
詳しくは、茨城県運転免許センター（029-293-8811）にお問い合わせください。
- ◆ 茨城県警では、被災された方に対する警察関係手数料の免除、還付をします。  
免除となる期間：平成27年9月10日から28年3月31日まで  
詳しくは、最寄りの警察署にお問い合わせください。

## 預貯金通帳、保険証書等を紛失した場合

- ◆ 金融機関、証券会社、生命保険会社、損害保険会社等では通帳、保険証書や印鑑を紛失した場合でも、本人確認ができれば、預貯金、保険金等の払戻しができます。
  - ・各金融機関（銀行、信用金庫、信用組合）、保険会社等の窓口
  - ・水戸財務事務所 理財課 029-221-3195
- ◆ 被災により契約書等を紛失し、契約している損害保険（火災保険、自動車保険等）の契約会社、契約内容等がわからなくなった場合、自然災害損保契約照会センターでお調べします。
  - ・電話 0570-001830、03-6836-1003（平日 9:15～17:00）  
（本人、親族（配偶者、親、子、兄弟姉妹）からの照会に限ります。）
- ◆ 被災により契約書等を紛失し、契約している生命保険の契約会社、契約内容等がわからなくなった場合、災害地域生保契約照会センターでお調べします。
  - ・電話 0120-001731（平日 9:00～17:00）  
（本人、親族（配偶者、親、子、兄弟姉妹）からの照会に限ります。）
- ◆ 金融機関に関する相談窓口
  - ・全国銀行協会 相談室 0570-017109、03-5252-3772（平日 9:00～17:00）
  - ・茨城県銀行協会 銀行とりひき相談所 029-221-3579（平日 9:00～17:00）
  - ・全国信用金庫協会 全国しんきん相談所 03-3517-5825（平日 9:00～17:00）
  - ・全国信用組合中央協会 しんくみ相談所 03-3567-2456（平日 9:00～17:00）
  - ・生命保険協会 茨城県連絡所 029-227-3932（平日 9:00～17:00）
  - ・日本損害保険協会 そんぽADRセンター  
0570-022808、03-4332-5241（平日 9:15～17:00）
  - ・日本少額短期保険協会 少額短期ほけん相談室（契約期間1年以内の保険等）  
0120-82-1144（平日 9:00～12:00、13:00～17:00）
  - ・日本証券業協会 証券・金融商品あっせん相談センター  
0120-64-5005（平日 9:00～17:00）

- ・ 信託協会 信託相談所 0120-817-335、03-6206-3988（平日 9:00～17:15）
- ・ 日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター  
0570-051-051、03-5739-3861（平日 9:00～17:30）
- ・ 金融庁 金融サービス利用者相談室  
0570-016811、03-5251-6811（平日 10:00～17:00）  
金融庁では、他機関の紹介や論点の整理などのアドバイスを行っています。  
あっせん・仲介・調停を行うことは出来ませんので、予めご了承下さい。
- ・ 水戸財務事務所 理財課 029-221-3195

### 医療機関への被保険者証の提示・医療関係

- ◆ 被災により被保険者証等を紛失、家に置いたまま避難している等、医療機関に提示できない場合には、医療機関の窓口で氏名、生年月日、連絡先、住所等を申し立てることにより保険診療で受診することができます。
  - ・ 関東信越厚生局 医療課 048-740-0815
  - ・ 茨城県 厚生総務課国民健康保険室 029-301-3117
  - ・ 各医療機関
- ◆ 診療可能な病院の案内
  - ・ 茨城県緊急医療情報コントロールセンター 029-241-4199
- ◆ お子さんが急な病気で心配なとき、すぐに受診させたほうがよいのか様子を見ても大丈夫なのか、看護師がお答えします。
  - ・ 茨城子ども救急電話相談 029-254-9900

### 年金手帳などを紛失した場合、国民年金等の保険料が払えない場合

- ◆ 年金手帳、年金証書を紛失した場合は、再発行ができます。詳しくは、各社会保険事務所にお問い合わせください。
- ◆ 国民年金被保険者について、一定の要件に該当する場合には、申請に基づいて災害時の保険料が免除されます。  
また、被災に伴い厚生年金保険料等の納付が困難な事業所に対しては、納付の猶予制度があります。  
詳しくは、市町村の国民年金担当窓口または最寄りの年金事務所（国民年金課等）  
[平日8時30分から17時15分]にお問い合わせください。

下館 年金事務所	0296-25-0829	筑西市	古河市	結城市	下妻市	坂東市
		桜川市	常総市	結城郡	猿島郡	
土浦 年金事務所	029-825-1170	土浦市	石岡市	龍ヶ崎市	取手市	牛久市
		つくば市	守谷市	稲敷市	かすみがうら市	
		つくばみらい市	稲敷郡	北相馬郡		

### 登記済証（権利証）、登記識別情報を紛失した場合

- ◆ 制度変更により、法務局が発行する情報が、登記済証（権利証）から、登記識別情報に変わっております。登記済証、登記識別情報を紛失した場合、再発行はできませんので、売買、相続、抵当権設定時に、上記書類を紛失している場合、他の手段での本人確認となります。
- ◆ 不正な登記が行われる危険がある場合、申出から3か月間、登記名義人等に登記の申請があったことを通知する不正登記防止申出制度があります。

- ◆ 登記識別情報について盗み見られた可能性がある場合、失効させる制度があります。

詳しくは、地方法務局・支局・出張所にお問い合わせください。

取手出張所	0297-83-0057	取手市 牛久市 守谷市 つくばみらい市
下妻支局	0296-43-3935	古河市 下妻市 常総市 坂東市 結城郡八千代町 猿島郡境町 五霞町
筑西出張所	0296-22-3495	結城市 筑西市 桜川市

### 国税の特別措置

- ◆ 国税の特例措置として「申告等の期限延長」、「納税の猶予」、「所得税等の減免」の制度があります。
  - ◆ 災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で「所得税法」に定める雑損控除の方法、「災害免除法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部軽減が図られます。
- 詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

古河税務署	0280-32-4161	古河市 坂東市 猿島郡
下館税務署	0296-24-2121	筑西市 結城市 下妻市 常総市 桜川市 結城郡
土浦税務署	029-822-1100	土浦市 石岡市 つくば市 かすみがうら市 つくばみらい市
竜ヶ崎 税務署	0297-66-1303	龍ヶ崎市 取手市 牛久市 守谷市 稲敷市 稲敷郡 北相馬郡

### 県税の特別措置

- ◆ 自然災害によって損害を受けた場合、被災者に対して、個人事業税、不動産所得税、自動車税等の県税に関して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長の救済措置があります。
- 詳しくは、最寄りの県税事務所にお問い合わせください。

筑西県税事務所	0296-24-9157	筑西県税事務所境支所	0280-87-1120
土浦県税事務所	029-822-7205	土浦県税事務所稲敷支所	029-892-6111
土浦県税事務所自動車分室	029-842-7812		

### 市町村税の特別措置

- ◆ 自然災害によって損害を受けた場合、被災者に対して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長の救済措置があります。
- 詳しくは、市町村の窓口にお問い合わせください。

## 公共料金の減免措置

- ◆ 電気、ガス、電話等について、各事業者において、災害救助法の適用区域の被災者に対して、支払期日の延長、料金の減免、工事費の免除、修理費用の軽減など特別措置を行う場合があります。適用の条件、支援措置の内容については、事業者ごとに異なります。

また、減免措置等は、お客様からの申出に基づいての適用となりますので、手続き方法について、各社へご確認ください。

東京電力	茨城カスタマーセンター	0120-995-332 (9月11日公表)
東部ガス	茨城南支社守谷事業所	0297-48-1354
NTT東日本	料金問合せ受付センター	0120-002-992
ドコモ	ドコモ携帯電話から	(局番なし) 151 (通話料無料)
	一般電話などから	0120-800-000 (通話料無料)
au	au携帯電話から	(局番なし) 157 (通話料無料)
	一般電話などから	0077-7-111 (通話料無料)
ソフトバンク	ソフトバンク携帯電話から	(局番なし) 157 (通話料無料)
	一般電話などから	0800-919-0157 (通話料無料)

- ◆ NHKでは、災害救助法の適用区域内で建物が、半壊、半焼または床上浸水以上の被害を受けた場合、申出に基づき、2か月間、受信料が免除になります。詳しくはNHK水戸放送局（営業 029-232-9811 平日10:00～17:00）にお問い合わせください。
- ◆ 冠水したLPガスを再使用する際、流出したLPガス容器を発見した際は、一般社団法人 茨城県高圧ガス保安協会（029-225-3261）へお問い合わせください。

## 奨学金の緊急採用、返還期限猶予、JASSO支援金の受付

- ◆ 災害救助法適用地域の世帯の学生に対する奨学金の緊急採用、奨学金返還者からの減額返還・返還期限猶予の願出を受け付けています。
- ◆ 災害により、緊急に奨学金が必要になった生徒に対して、茨城県では育英奨学資金を無利子で貸します。詳しくは、茨城県学校教育部高校教育課（029-301-5245）にお問い合わせください。
- ◆ 学生本人が居住する住宅に半壊以上等の被害を受けた方に対して JASSO 支援金の申請受付をしています。詳しくは、独立行政法人日本学生支援機構(03-6743-6011)にお問い合わせください。

## 農林漁業関係災害復興の融資

- ◆ 茨城県では「茨城県農林漁業災害対策特別措置条例」に基づく農業災害資金の融資を行っています。申込みは農協や銀行で受け付けます。
- ◆ 被災された農林漁業者や食品産業者等を対象に農林漁業セーフティネット資金の利用や融資及び返済についての相談窓口を設置しています。

日本政策金融公庫 水戸支店	029-232-3623
日本政策金融公庫 本店 農林水産事業本部	0120-926478
茨城県信用農業協同組合連合会 融資部	029-232-2031

農林中央金庫 関東業務部	03-5220-9667
農林中央金庫 農林水産環境統括部	03-5220-9561

- ◆ 上記以外の行政機関、農協、金融機関等でも、長期・低利で利用出来る各種の農業制度資金について、相談を受け付けています。

茨城県 農林水産部 農業経営課	029-301-3866
つくば地域農業改良普及センター	029-836-1219
県西農林事務所経営・普及部門	0296-24-9206
結城地織農業政良普及センター	0296-48-0184
坂東地域農業改良普及センター	0297-34-2134
茨城県農業信用基金協会	029-232-2288
茨城県農林振興公社	029-239-7131

### 中小企業者を対象とした貸付制度

- ◆ 被害を受けられた中小企業者の方々を対象に災害復旧貸付の利用や融資及び返済についての特別相談窓口を設置しています。
- ◆ 今般の災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者を対象に、茨城県の日本政策金融公庫及び商工中金が運転資金又は設備資金を別枠の限度額で融資を行う災害復旧貸付を実施します。  
詳しくは、次の相談窓口にお問い合わせください。

#### 【日本政策金融公庫】

水戸支店中小企業事業	029-231-4246	日立支店国民生活事業	0294-24-2451
水戸支店国民生活事業	029-221-7137	土浦支店国民生活事業	029-822-4141
千住支店中小企業事業	03-3870-2125		

(注) 千住支店は、茨城県のうち、龍ヶ崎市、常総市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、坂東市、稲敷郡、北相馬郡を営業区域としています。

【茨城県信用保証協会】 029-224-7811

【商工組合中央金庫】 水戸支店 029-225-5151

【(公財)茨城県中小企業振興公社】 029-224-5317

#### 【商工会議所】

水戸	029-224-3315	土浦	029-822-0391	古河	0280-48-6000
日立	0294-22-0128	石岡	0299-22-4181	下館	0296-22-4596
結城	0296-33-3118	ひたちなか	029-273-2635		

【茨城県商工会連合会】 029-224-2635

【商工会】 県内各商工会

【茨城県中小企業団体中央会】 029-224-8030

【独立行政法人中小企業基盤整備機構】 関東本部 03-5470-1509

【関東経済産業局 産業部 中小企業課】 048-600-0321

【茨城県 商工労働部 産業政策課】 029-301-3530

## 労働・雇用面の各種相談

- ◆ 労働局、ハローワーク(職業安定所)では、被災した事業所における労働者の雇用維持、雇用保険の支給、雇用安定給付金に関することなどの相談を受け付けています。
- ◆ 雇用保険を受給中で、大雨の影響により、指定された失業の認定日にハローワークへ行けなかった方は、ハローワークへ連絡し、認定日を変更することができます。
- ◆ 災害救助法の適用を受けた市町村に勤務し、被災で休業する方は、災害時における雇用保険失業給付の基本手当の支給が認められる場合があります。

詳細は、労働局、ハローワークまでお問い合わせください。

ハローワーク筑西	0296-22-2188	筑西市 結城市 桜川市
ハローワーク下妻	0296-43-3737	下妻市 八千代町
ハローワーク古河	0280-32-0461	古河市 境町 五霞町
ハローワーク常総	0297-22-8609	常総市 守谷市 坂東市 つくばみらい市
茨城労働局職業安定課	029-224-6218	

(注) ハローワーク常総は、ポリテクセンター茨城に仮事務所を開設しています。

また、近隣の職業安定所でもご相談できます。

- ◆ 労働局、労働基準監督署では、被災の影響に関連した賃金・解雇等労働条件、安全衛生、労災補償に関することなどの相談を受け付けています。

### 【労働基準監督】

土浦	029-821-5127	土浦市 石岡市 つくば市 かすみがうら市 小美玉市 阿見町
筑西	0296-22-4564	筑西市 結城市 下妻市 桜川市 八千代町
古河	0280-32-3232	古河市 境町 五霞町
常総	0287-22-0264	常総市 守谷市 坂東市 つくばみらい市
茨城労働局総務部企画室(総合相談窓口)		029-224-6212

(注) 常総労働基準監督署は、ポリテクセンター茨城に仮事務所を開設しています。

また、近隣の労働基準監督署でもご相談できます。

- ◆ 茨城県社会保険労務士会は、毎週水曜日午後1～4時 ポリテクセンター茨城で、無料相談会を実施します。(12月16日まで)
  - ・茨城県社会保険労務士会 029-226-3296

## こころの健康に対する相談

- ◆ 災害に関するこころの悩みを電話相談でお受けしています。
  - ・いばらきこころのホットライン(茨城県精神保健福祉センター)
    - 月～金曜日: 029-244-0556 土日: 0120-236-556(毎日9時～12時、13時～16時)
  - ・被災した子どもの擁護相談(筑西児童相談所)
    - 電話: 0296-24-1614 月曜日～金曜日9時～17時(祝祭日は除く)
- ◆ 災害により、「疲れやすい」「生活リズムが戻らない」「気持ちが落ち込む」など、気になる症状をお持ちの方は、医師および臨床心理士が相談に応じます。予約は不要です。
  - ・あすなろの里(常総市大塚戸町310) 毎週木曜 午後6時～7時
  - ・守谷公営浴場「いこいの郷常総」(守谷市大木1468) 毎週金曜 午後7時～8時



## ボランティアの依頼、受付

- ◆ 被災地ではボランティアセンターが、ボランティアの受け入れ、派遣の調整、被災者からの要望の受付を行っています。

○ 常総市災害ボランティアセンター
・ 被災された方専用受付 電話：0297-23-1601（9:00～17:00） FAX：0297-23-1605
・ ボランティアに関するお問い合わせ 電話：090-6568-6333、6334 団体問合せ：090-6568-6455 FAX：0297-22-7502
○ 境町社会福祉協議会 0280 - 87 - 2525
○ 下妻市社会福祉協議会（市内の方で、清掃などの要請がある方） TEL：0296-44-0142 FAX:0296-44-0559

- ◆ 常総市及びその周辺の被災地において活動する災害派遣従事車両に対しては、「災害派遣等従事車両証明書」を交付することにより、高速道路を通行する際の料金の無料化措置を行っております。（11月4日までに延長されました。）

ボランティア従事車両への「災害派遣等従事車両証明書」の交付については、事前に、①茨城県社会福祉協議会への「災害ボランティア証明書」の確認申請（Fax:029-244-4652 電話:090-6653-1712）、②最寄りの市町村等への「災害派遣等従事車両証明書」の交付申請が必要となります。

詳しくは、次の相談窓口にお問い合わせください。

- ・ 県内各市町村及び各都道府県の防災担当部局
- ・ 茨城県保健福祉部指導課地域福祉担当（029-301-3157）

## 弁護士

- ◆ 茨城県弁護士会では、台風18号等により被災された方のため、豪雨災害に関する内容については無料で相談を行っています。相談を希望する方は、下記で事前に予約してください。

- ・ 土浦相談センター 029-875-3349

相談日時 木曜 午前10時～12時 午後1時～4時 6時～8時

- ・ 下妻相談センター 0296-44-2661 相談日時 月曜 午後1時30分～4時30分

- ・ 守谷相談センター 029-875-3349 相談日時 水曜日 午後1時～午後4時

上記の他、県内の地区でも受け付けております。

詳しくは、茨城県弁護士会（029-221-3501）に問合せ下さい。

## 司法書士

- ◆ 茨城司法書士会では、10月21日から毎週水曜日 午後1時～4時 常総市本庁舎1階で、相談会を実施します。

- ◆ 毎週火曜日午後4時から午後6時まで、電話により、無料相談を受け付けております。

- ・ 電話番号 029-212-4500、029-212-4515、029-306-6004

## 行政書士

- ◆ 茨城県行政書士会では県内各地で相談会を実施しています。  
詳しくは、茨城県行政書士会（029-305-3731）にお問い合わせください。
- ◆ 電話による相談 029-305-3731（毎週月・木 午後1時～5時）

## 外国語での相談

- ◆ 茨城県国際交流協会では、各国語での相談を受け付けています。  
TEL:029-244-3811 各言語の相談日は以下のとおり。

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
英語・日本語				
8:30～12:00 ポルトガル語 13:30～17:00 中国語	韓国語 スペイン語 ベトナム語	中国語 タイ語	ポルトガル語 タガログ語	8:30～17:00 タイ語 13:30～17:00 インドネシア語

(注) 当チラシの情報は、11月4日時点の情報で作成しております。  
各機関における支援策等について追加、変更する場合があります。